

国自旅第33号
平成21年5月21日

関東運輸局長 殿

自動車交通局長

「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について

自家用有償旅客運送の登録制度については、平成18年10月1日から施行され、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）等により取り扱っているところであるが、本制度施行後の状況について、平成18年12月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し検証を行ってきたところ、登録の申請書の添付書類である「役員の名簿」の省略化、運行管理に係る指揮命令系統の明確化等について指摘がなされたところである。

このため、これらの指摘等を踏まえ、標記について、別紙1から3の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。

別紙 1
「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第141号)の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">市町村運営有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (1) (略) (2) 運行管理</p> <p>運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第5.1.1.7第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。 運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合には、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、委託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。また、委託者が乗務しようとする運転者に対して行う安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施するものとする。</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>5. ～ 9. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (平成21年5月21日 国自旅第33号) 1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。</p> <p>様式第1-1号～様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号</p>	<p style="text-align: center;">市町村運営有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (1) (略) (2) 運行管理</p> <p>施行規則第5.1.1.7第1項に規定する運行管理の責任者は、市町村の職員の中からこれを選任しなければならないものとする。また、旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合には、受託者において必要な資格を有する運行管理の責任者(運行管理者を含む。)を確保するとともに、運行が行われている間、委託先の運行管理の責任者が、運行の拠点となる事務所に常駐し、運転者に対する安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施するものとする。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するための措置を講ずるものとし、運送者は、実際の確認その他の実質的な運行管理等の措置について、委託に係る運行管理の体制が適切に整備されるよう措置するものとする。</p> <p>(3) ～ (9) (略)</p> <p>5. ～ 9. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1-1号～様式第4号 (略)</p> <p>様式第5号</p>
登録番号 運送の主体 (申請者名)	登録番号 運送の主体 (申請者名)

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

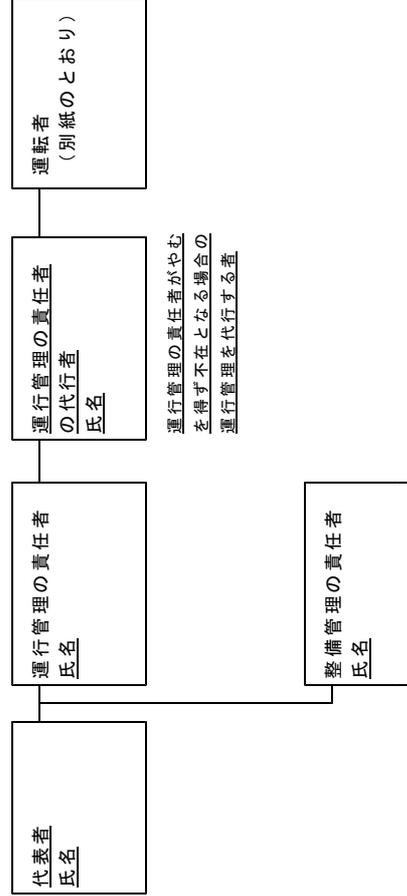
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1				
2				
3				

- 乗車定員 1 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 1 人以上未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者については、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 2 3 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に ○ 印を記載するものとする。

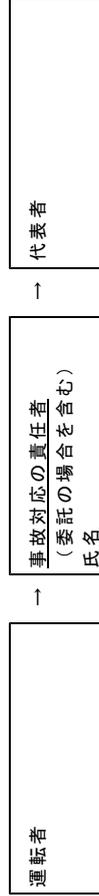
(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制



運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)

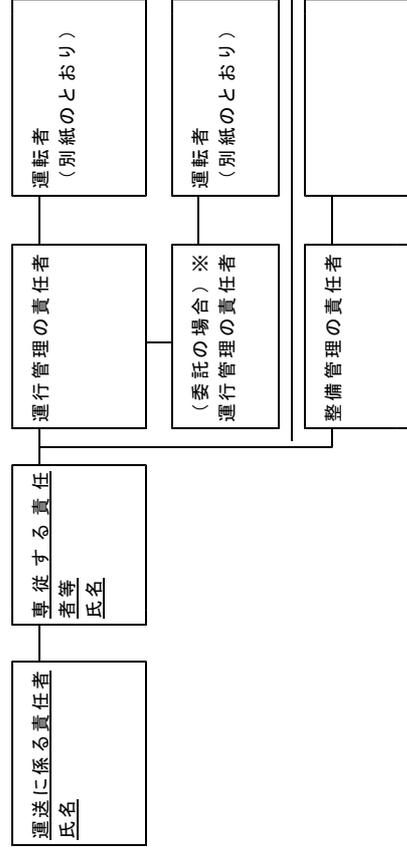
氏名	住所	資格の種類	委託

- 乗車定員 1 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 1 人以上未満の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者については、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法 2 3 条第 1 項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、委託欄に ○ 印を記載。

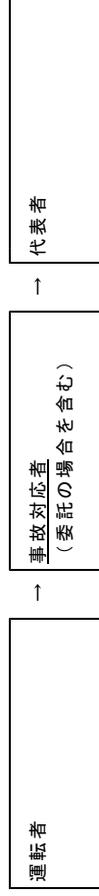
(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制



<p>↓</p> <p>警察署</p> <p>↓</p> <p>運輸協議会・運輸支局</p> <p>3. (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>↓</p> <p>警察署</p> <p>↓</p> <p>運輸協議会・運輸支局</p> <p>3. (略)</p> <p>以下 (略)</p>
--	--

「過疎地有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第142号)の一部改正 新旧対照表

新		旧																					
<p>過疎地有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 登録の申請 (略) (1)、(2) 類 (3) 添付書類 施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。 ① 定款等の書類 施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款(財団法 人にあっては寄附行為)及び登記事項証明書並びに役員名簿。 ②～⑩ (略) (4)、(5) (略)</p> <p>3. ～8. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>1. 本処理方針は、平成21年5月21日 国自旅第33号) <u>本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。</u></p>		<p>過疎地有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 登録の申請 (略) (1)、(2) 類 (3) 添付書類 施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。 ① 定款等の書類 施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款(財団法 人にあっては寄附行為)及び登記事項証明書並びに役員名簿。 ②～⑩ (略) (4)、(5) (略)</p> <p>3. ～8. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>1. 本処理方針は、平成21年5月21日 国自旅第33号) <u>本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。</u></p>																					
<p>様式第1-1号～様式第1-4号 (略)</p> <p>添付書類(新規登録の申請に際して添付が必要な書類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要書類</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し</td> <td>様式第4号</td> </tr> <tr> <td>6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		必要書類	様式番号	1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)		2 (略)	(略)	5 運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号	6 (略)	(略)	<p>様式第1-1号～様式第1-4号 (略)</p> <p>添付書類(新規登録の申請に際して添付が必要な書類)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要書類</th> <th>様式番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>5 運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し</td> <td>様式第4号</td> </tr> <tr> <td>6 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		必要書類	様式番号	1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿		2 (略)	(略)	5 運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号	6 (略)	(略)
必要書類	様式番号																						
1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)																							
2 (略)	(略)																						
5 運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号																						
6 (略)	(略)																						
必要書類	様式番号																						
1 定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿																							
2 (略)	(略)																						
5 運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号																						
6 (略)	(略)																						
添付書類(更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類)		添付書類(更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類)																					

類)

類)	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)	
2～4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6～10	(略)	(略)

様式第2号～様式第5号 (略)

様式第6号

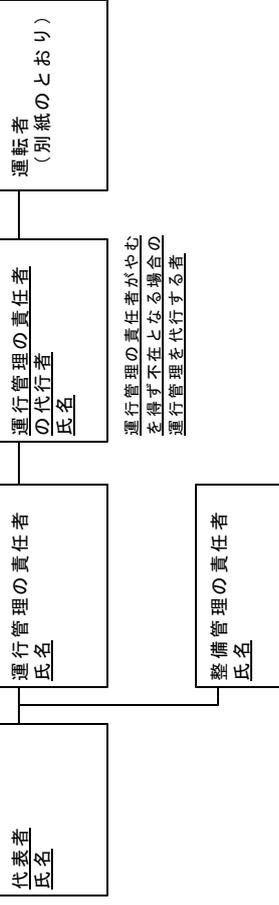
登録番号	
運送の主体(申請者名)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)、(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



類)

類)	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2～4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6～10	(略)	(略)

様式第2号～様式第5号 (略)

様式第6号

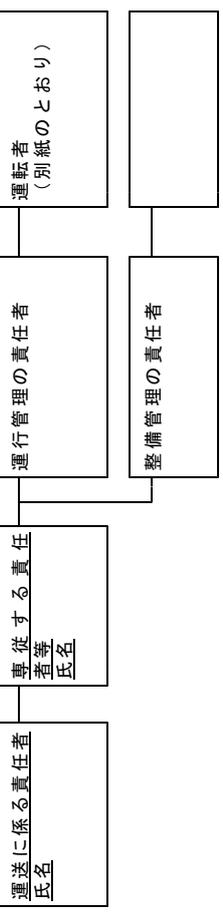
登録番号	
運送主体(申請者)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)、(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



↓ ↓ ↓ ↓ ↓

警察署

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

運営協議会・運輸支局

3. (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

参考様式第1号～参考様式第2号 (略)

参考様式第6号

(51条の19関係)

写真

作成番号	平成	年	月	日
作成年月日	平成	年	月	日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

以下 (略)

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

警察署

↓ ↓ ↓ ↓ ↓

運営協議会・運輸支局

3. (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

参考様式第1号～参考様式第2号 (略)

参考様式第6号

(51条の19関係)

写真

作成番号	平成	年	月	日
作成年月日	平成	年	月	日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

以下 (略)

別紙 3
「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」(平成18年9月15日付け国自旅第143号)の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">福祉有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 登録の申請 <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 登録の申請 <ol style="list-style-type: none"> ①～⑦ (略) ⑧ 運送しようとする旅客の範囲 <ol style="list-style-type: none"> (イ)～(ハ) (略) (二) 施行規則第49条第3号ハ及び二に該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとし、「その他の障害を有する者」には、<u>自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとする。</u> (ホ) (略) ⑨ (略) (3) 添付書類 <p>施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定款等の書類 <p>施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款(財団法人にあつては寄附行為)及び登記事項証明書並びに役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)。</p> ②～⑪ (略) (4)、(5) (略) 3. ～8. (略) <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>1. 本処理方針は、平成21年5月21日 国自旅第33号) <u>1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">様式第1-1号～様式第1-4号 (略)</p>	<p style="text-align: center;">福祉有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 登録の申請 <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 登録の申請 <ol style="list-style-type: none"> ①～⑦ (略) ⑧ 運送しようとする旅客の範囲 <ol style="list-style-type: none"> (イ)～(ハ) (略) (二) 施行規則第49条第3号ハ及び二に該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとし、「その他の障害を有する者」には、<u>自閉症、学習障害、発達障害を含むものとする。</u> (ホ) (略) ⑨ (略) (3) 添付書類 <p>施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定款等の書類 <p>施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款(財団法人にあつては寄附行為)及び登記事項証明書並びに役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)。</p> ②～⑪ (略) (4)、(5) (略) 3. ～8. (略) <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式第1-1号～様式第1-4号 (略)</p>

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（ <u>登記事項証明書により確認できる場合は不要</u> ）	
2 ～ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ～ 9	(略)	(略)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（ <u>登記事項証明書により確認できる場合は不要</u> ）	
2 ～ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ～ 10	(略)	(略)

様式第2号～様式第5号（略）

様式第6号

登録番号	
運送の主体（申請者名）	

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2 ～ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ～ 9	(略)	(略)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2 ～ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ～ 10	(略)	(略)

様式第2号～様式第5号（略）

様式第6号

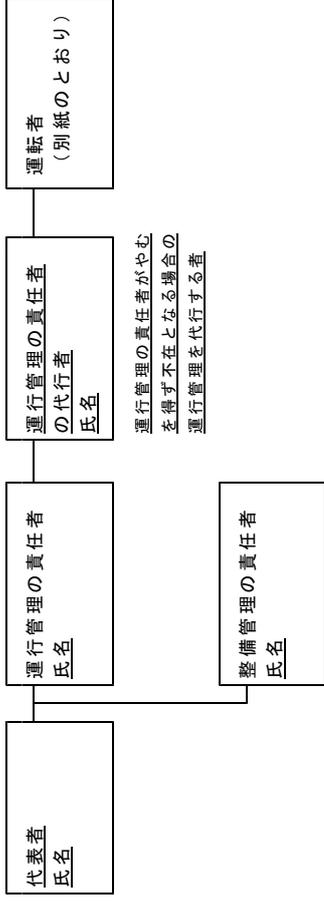
登録番号	
運送主体（申請者）	

運行管理の体制等を記載した書類

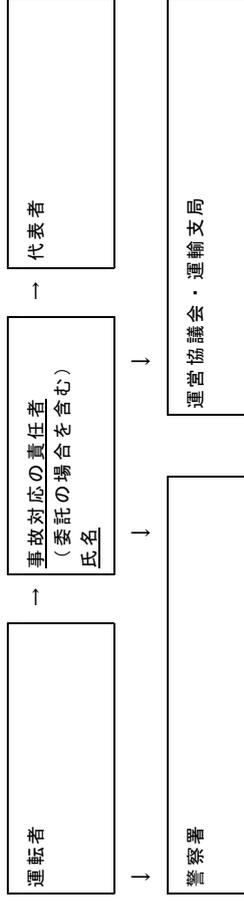
事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)、(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

参考様式第1号～参考様式第4号 (略)

参考様式第8号

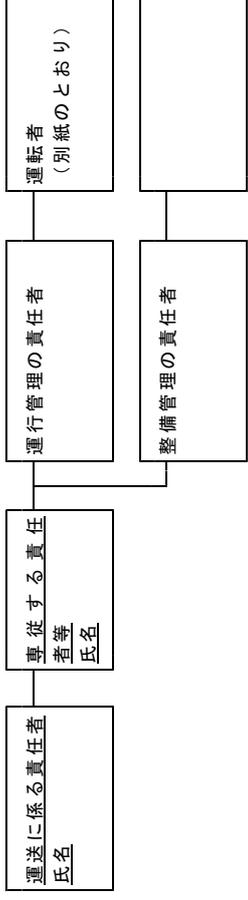
(51条の19関係)

運行管理の体制等を記載した書類

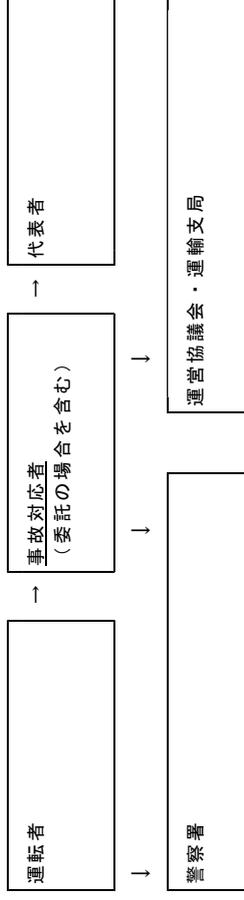
事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)、(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



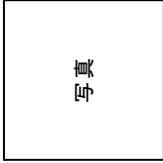
3. (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

参考様式第1号～参考様式第4号 (略)

参考様式第8号

(51条の19関係)



作成番号	平成 年 月 日
作成年月日	

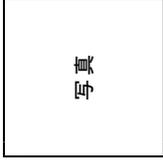
運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第5.1条の1.6.第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第5.1条の1.6.第3項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

以下 (略)



作成番号	平成 年 月 日
作成年月日	

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第1.6.条第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第1.6.条第3項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

以下 (略)